

令和4年度

交通災害共済への加入申込みについて

交通災害共済の更新時期となりました。この制度は、安い掛金で交通事故による災害見舞金の給付が受けられます。

加入希望の場合は、加入申込書に住所、氏名、性別、生年月日をご記入の上、掛金を添え役場総務課総務危機管理係まで提出してください。




- 加入掛金 **1人 500円**
- 共済期間 **令和4年4月1日から令和5年3月31日**
- 提出期限 **令和4年3月31日(木)**

申込書は切り離さず、 3枚とも提出してください

ご確認ください

- ① 複数名でお申し込みの際には、一緒に住んでいる方のみをご記入ください。(住所が違う場合は、別の申込書にご記入ください)
- ② 複写になっておりますので、**ボールペン**ではっきりとご記入ください。
- ③ 加入者証は支部長印を押してからお返ししますので、申込書は切り離さずに**3枚とも**提出してください。
- ④ 書き損じた場合は二重線で見え消しのうえ、訂正印を押して提出してください。(例)

	加入者氏名
①	梶原  二郎

【提出・問い合わせ先】

梶原町総務課 総務危機管理係 (担当: 上田加恵) 電話: 65-111



雲の上の町 ゆすはら



令和3年度梶原町職員採用試験案内

梶原町職員採用試験を次のとおり行います。



1. 採用予定年月日 令和4年4月1日

2. 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	若干名	1. 昭和47年4月2日以降に生まれた人で、看護師の資格を有する人又は令和4年3月31日までに資格取得見込みのある人

※上記の受験資格を有する者であっても、次のいずれかの一つに該当する者は受験できません。(地方公務員法第16条に定める欠格条項)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験

- (1) 日 時: 令和4年3月13日(日)
- (2) 会 場: 梶原町総合庁舎 2階会議室2
- (3) 内 容: 論文、面接

梶原病院で一緒に働く
仲間を募集しています!

4. 受付期間及び時間

令和4年2月10日(木)から令和4年3月4日(金)【**※必着**】
上記期間の土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで



5. 申込必要書類

- ① 梶原町職員採用試験申込書(顔写真貼付、自筆押印すること)
- ② 最終学歴の成績証明書
- ③ 受験票送付のための返信用封筒(長形3号23.5cm×12cmに**送付先の郵便番号、住所、氏名をご記入ください。切手不要**)
※上記①~③をすべて揃えて提出してください。なお、郵便による受験申込の場合は、簡易書留にて行ってください。

【梶原町職員採用試験申込書】

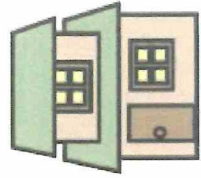
梶原町役場総務課に備えてあります。また、梶原町役場ホームページよりダウンロードできます。

6. 合格から採用まで

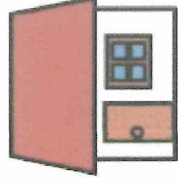
- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、原則として令和4年4月1日から梶原町職員として採用されます。
- (2) 給与は、梶原町職員の給与規定により支給されます。

7. お問い合わせ・お申し込み先

〒785-0695 高知県高岡郡梶原町梶原1444-1
梶原町役場 総務課総務危機管理係 (担当: 立道) 電話: 0889-65-111



梶原町公営住宅等の入居者募集について



公営住宅等の入居につきまして、下記のとおり希望者を募集いたします。

1. 募集する住宅の種類及び場所

No.	団地名	募集戸数	住所	規格	建設年度	共益費	家賃
1	田野々旧教員住宅	1戸	田野々1256番地	木造1階建 延べ40.0㎡	H11年度	—	公営住宅法に基づき、世帯所得により算定
2	上成住宅	1戸	上成1203番地1	木造2階建 延べ79.5㎡	H9年度	2,000円	
3	下組高齢者合宿施設(2号、4号)	2戸	下組202番地1	木造平屋 延べ39.7㎡	H12年度	600円	

2. 入居資格等

- (1) 現に、住宅に困窮していることが明らかかな者であること。
- (2) 入居しようとする世帯全員の**月收入が259,000円以下**であること。
- (3) 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (4) 住民税の滞納がないこと。

3. 申込方法

役場・総務課にある「**町営住宅入居申込書**」によりお申し込みください。

※収入のある方全員の**所得証明**、**納税証明**の添付が必要です。

4. 申込期限

令和4年3月1日(火)午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日は受付できません。)

5. 入居者の選考方法

梶原町営住宅管理条例に基づき、選考決定します。

※ 問合せ、申込先・・・梶原町役場総務課総務危機管理係 (電話 65-1111)



令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金 (家計急変者の申請〆切が近づいています!)

この給付金事業は令和3年4月から行っており、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方への支給のための申請〆切が令和3年2月28日までとなっております。該当と思われる方は、保健福祉課までご連絡ください。

1. 支給対象者

■平成15年4月2日以後に生まれた児童を養育しており、新型コロナウイルス感染症によって、令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当の収入となった方**(課税世帯でも対象となる場合があります。)

非課税相当収入の目安

1世帯の例	年収	所得
夫(婦)+子1人	151.0万円	101.0万円
夫婦+子1人	205.7万円	136.0万円
夫婦+子2人	255.7万円	171.0万円
夫婦+子3人	305.7万円	206.0万円
夫婦+子4人	355.7万円	241.0万円

※注意点

- ◎すでに次の給付金を受け取っている方は対象となりません
 - ・低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金(令和3年4月支給)
 - ・子育て世帯生活支援特別給付金(住民税非課税世帯への給付。令和3年10月・11月支給)
- ◎「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(18歳以下への10万円の給付)」とは別の事業です。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請する場合は、まずは保健福祉課福祉係までご連絡ください。申請に必要なものや書類の記入についてご説明します。
- ▶ 申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方には指定口座に振り込みます。

4. 問い合わせ先

梶原町役場 保健福祉課 福祉係
TEL:0889-65-1170

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）について

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯
住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

新型コロナウイルス感染症の
影響により
令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書を送付しています。
(要返送)

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

申請が必要です

申請期間：令和4年2月21日（月）
～令和4年5月20日（金）

梶原町役場総務課 二宮までご連絡いただきましたら申請書を送付いたします。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00

梶原町役場総務課
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」

担当：二宮 **65-1111**

受付時間 平日8:30～17:15

裏面もご確認ください。

よくあるご質問

〇〇さんそこには、案内が来てるのに、うちには来ていない

今回の給付金の対象世帯は

- 【1】 a. 令和3年度の住民税均等割非課税世帯
b. 世帯の全員が、別世帯の親族の住民税課税世帯の扶養親族となっていない世帯
c. 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに、申告をしていない人がいない
a～cのすべてを満たす世帯

または、

- 【2】 令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少して上記【1】a相当の収入になった世帯

となっており、現在、【1】の対象世帯及び対象かもしれない世帯に順次、手続きを行っていただくように案内書を送付しています。

案内書が届いていない場合は、

- 令和3年度の住民税の課税状況
- 別世帯の子ども等親族の方の扶養親族となっていないかの2点について、ご確認をお願いします。

住民税非課税相当って・・・いくらなの

世帯の状況によって変わってきますが...

次の早見表の「非課税相当収入限度額」を参考にしてください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者又は扶養親族1人を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族計2人を扶養している場合	1,680,000円
配偶者・扶養親族計3人を扶養している場合	2,097,000円
配偶者・扶養親族計4人を扶養している場合	2,497,000円
障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等*	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等*	1割

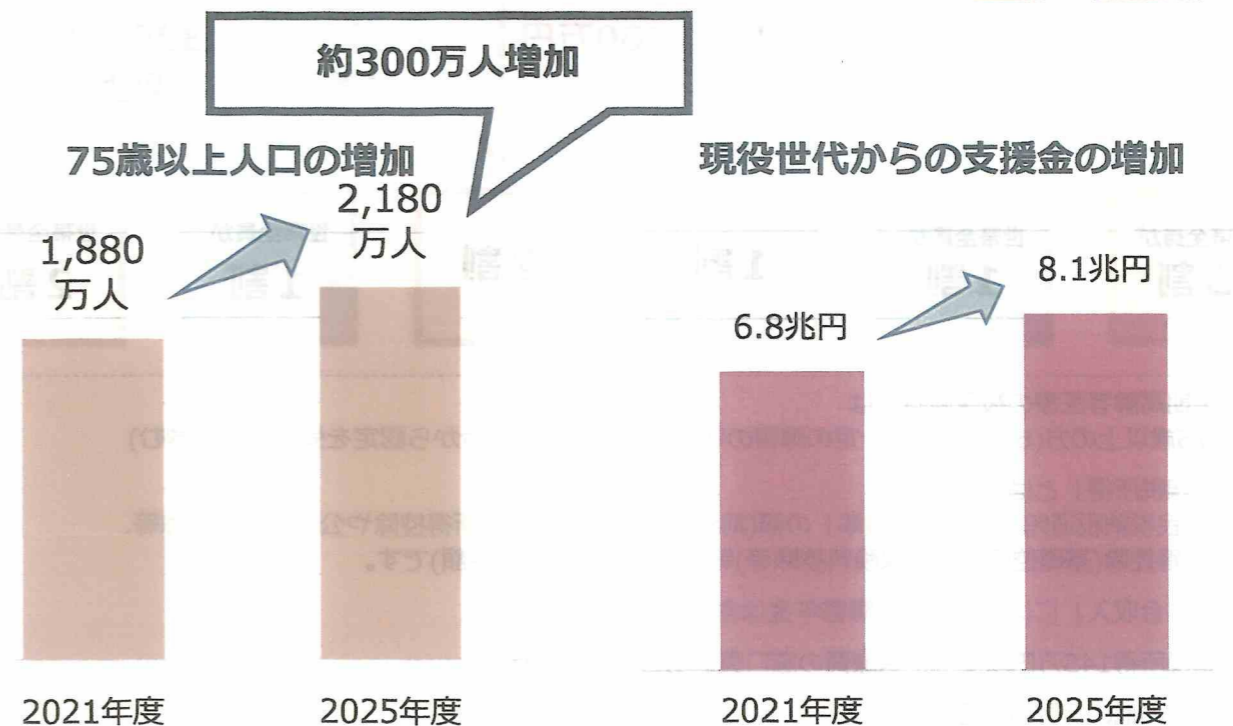
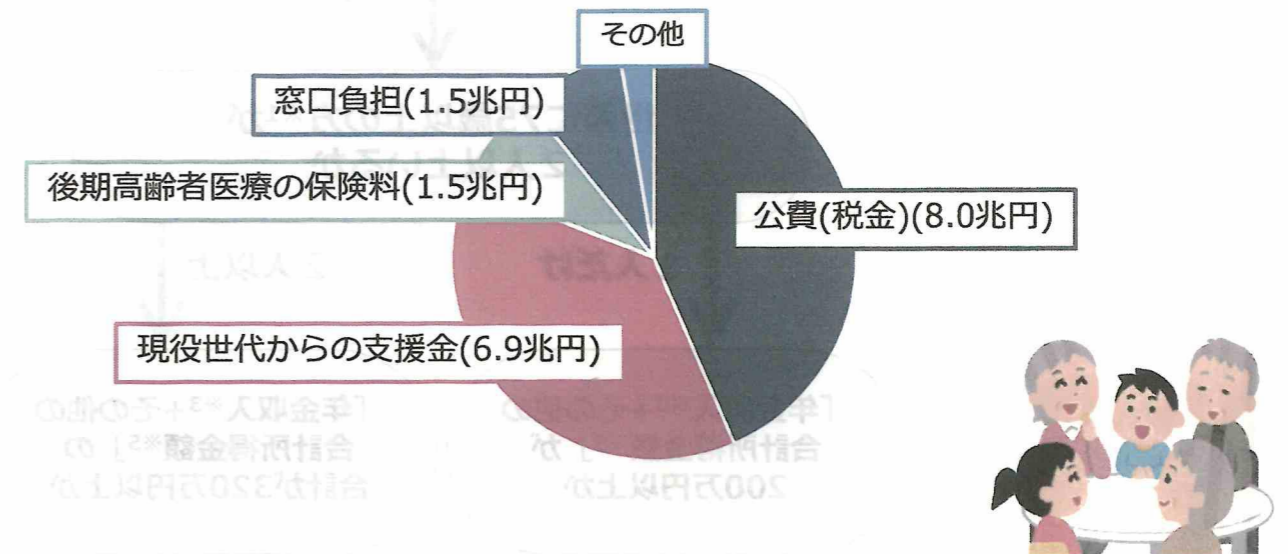
被保険者全体の約20%

*住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

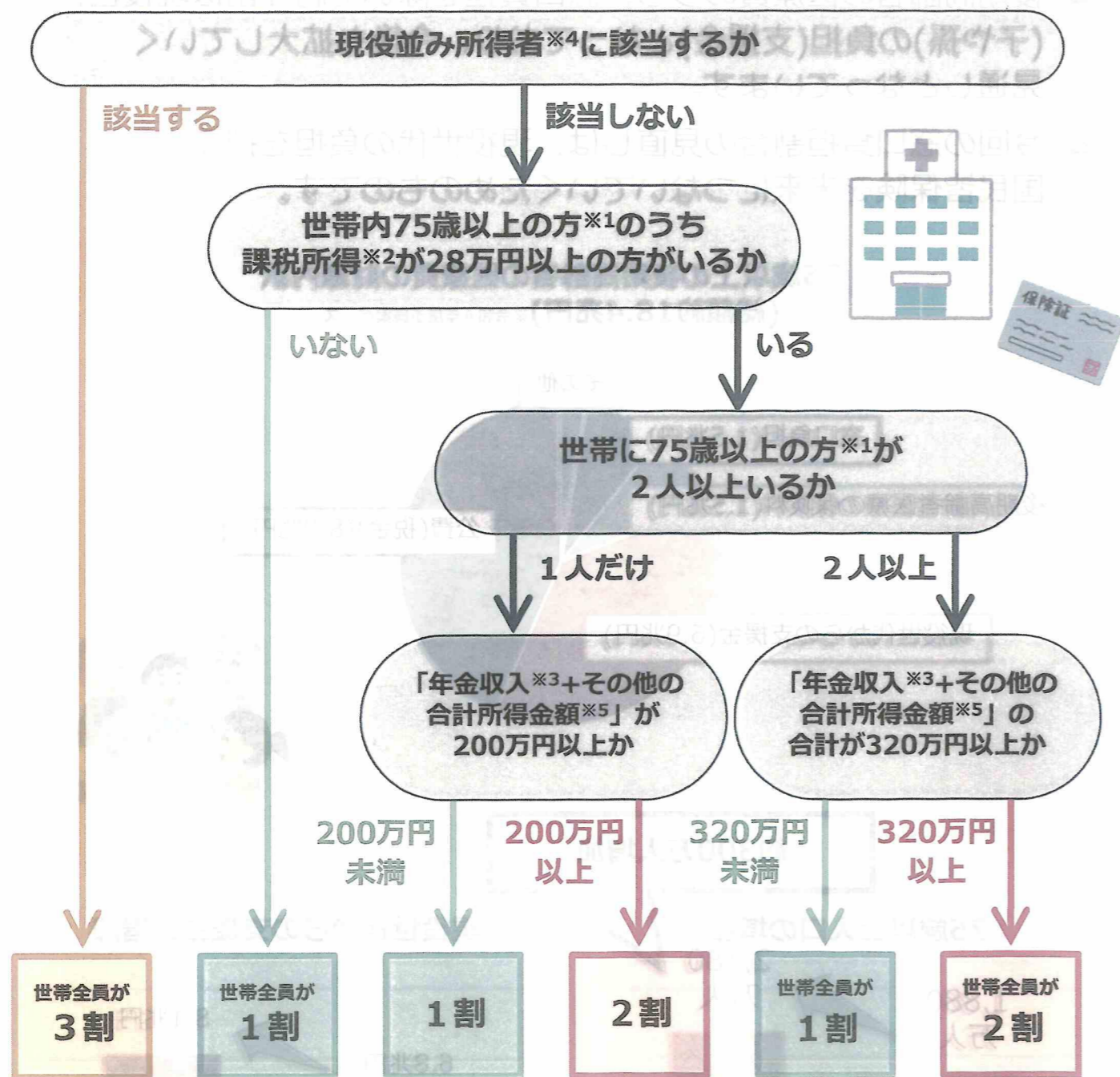
- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳
(総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに判定を行い、9月中に被保険者証を送ります)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合 2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置
1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には
2022年10月頃に高知県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します
申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

「梶原町保健福祉課 医療保険係 (65-1170)」または、「高知県後期高齢者医療広域連合 (088-824-4526)」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

【4月28日締切】農用地区域からの除外申出

今後、**農地**(畑・田)に**住宅**や**納骨堂**を建てる予定の皆様！
対象地が**農振農用地区域**でないか、ご確認ください！

農振農用地区域とは？

- 町が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため**優良農地**として守る必要のある農地として指定した農地です。

農振農用地区域の除外とは？

- 農振農用地に指定されている農地に住宅や納骨堂を建てる時には、初めに**農振農用地からの除外手続き**、次に**転用許可申請**が必要となります。
- 農振農用地に入っている農地は、「農業振興地域の整備に関する法律」により原則的に、**農用地以外に変更することはできません。**

農振農用地区域除外要件

- 下記の5つのすべてを満たす場合には、農地以外に変更できることがあります。

- ① その土地でなければならない、代わりの土地がないなどの「どうしても仕方ない」理由がある場合
- ② 農作業の効率化等に支障がないと認められる場合
- ③ 農業経営を営む農用地の利用の集積に支障のおそれがない場合
- ④ 農業用排水路の分断や排水阻害等が生じない場合
- ⑤ 土地改良事業などで、工事が完了して8年が経過した土地

除外申出受付期間

- 農地転用予定地が農用地区域内にある人は除外の申請をしてください。
- 受付期間：**令和4年4月28日(木)まで** (年1回程度の受付)
- 提出・問合せ先：**梶原町役場 産業振興課 農政係 (TEL: 65-1250)**

ご自身の土地が農振農用地か不明な場合は**産業振興課農政係**までお気軽にお問合せください！



農地を転用する場合には、手続きを！

- 農地を農地以外（住宅・駐車場・資材置場・墓・道路・山林など）にすることを「**農地転用**」といいます。
- 農地を転用する場合には、**農地法の転用許可**が必要です。
- 許可を受けずに転用したり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は、**工事の中止や原状回復等の命令**がされたり、違反転用すると**3年以下の懲役**または**300万円以下の罰金**、**法人においては1億円以下の罰金**などの罰則の適用もあります。（農地法第64条）
- この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

【手続きのご相談・お問合せ】

梶原町役場産業振興課内
(夢未来館)
梶原町農業委員会事務局
(電話:65-1250)



※自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっています。

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援活動により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による支援活動等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に支援活動等に応じていた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 | 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。
 給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人		法人	
	年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 100万円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご利用ください。

- 一時支援金または月次支援金を受給された方 → 登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方
 - 事前確認が不要! 提出書類が少ない! → 提出書類が少なく! 過去の申請情報を活用可能!
- ▶ 詳細は裏面をご覧ください

申請の流れ

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

一時支援金および月次支援金を受給していない方

アカウントの申請・登録等

申請ステップが省略できます

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番^{※2}

継続支援関係^{※1}に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

マイページから申請 下記書類 1～5 を添付 (過去受給時の情報を活用可能)

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①の法人に基づく(農工商会館等)の会員・組合員、②の法人に基づく(土木・建築士等の)顧問先、③金融機関の事業性投資員先、④登録確認機関の反復継続した支援先。
 ※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番しない方については、発番済IDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります)
 ※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける「予約センター」窓口も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

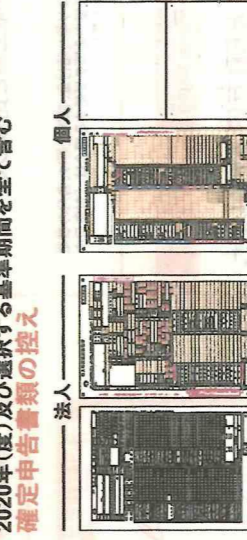
1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



※e-Taxを預けて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
 ※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
 ※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等



7 請求書または領収書等

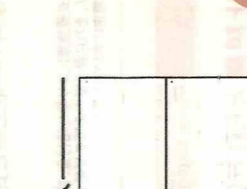


8 基準月の売上に係る通帳等(取引が確認できるページ)

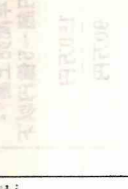
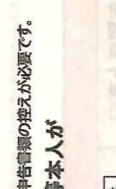


※①～⑧については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出できない場合に限り、理由を記載(様式あり)を提出することで代替することが可能です。

3 対象月の売上台帳等



4 福引先のおもてなし面と通帳を開いた1-2ページ



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(印紙の取引がわかる全てのページ)が必要ですが、

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
 ※捺付要件を満たさない場合に限り、理由を記載(様式あり)を提出することで代替することが可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他の他のコロナ対策の影響を受けること
- ② 個人消費の減少につながるもの
- ③ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ④ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑤ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の影響を受けること
- ⑥ 国や地方自治体による就業による影響を受けたこと
- ⑦ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他の他のコロナ対策の影響を受けること
- ⑧ 国や地方自治体による就業による影響を受けたこと

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

- ① 季節性のあるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期(営業活動)を対象月とするにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- ② 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- ③ 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。
0120-789-140 (携帯電話からもつながります)
 ※お電話は大変混雑することが予想されますので、ホームページもご利用ください。
受付時間 8:30-19:00 (土日・祭日も全日)
03-6834-7593 (IP電話)



不正受給は犯罪です!

申請書類

申請書の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
 ※捺付要件を満たさない場合に限り、理由を記載(様式あり)を提出することで代替することが可能です。